

## ○障害者用「駐車除外標章」の不正使用が横行…

### 通勤や買い物などで4割 初の一斉取り締まりで72件摘発

身体障害者らに交付される「駐車禁止除外指定車標章」の不正使用が横行しているとして、大阪府警は20日、府内全域で初の一斉取り締まりを実施し、不正を確認した72件を違法駐車として摘発したと発表した。

府警では、障害者の一部の家族らが車を路上駐車する際、障害者本人が同乗していないのに標章を掲示し、通勤や買い物などの目的で不正に使用している実態があり、取り締まりを強化している。昨年11月以降に梅田周辺で計5回実施した集中取り締まりでは、標章を置いていた車126台のうち、約4割が不正使用だった。

20日は捜査員200人態勢で一斉取り締まりを行い、標章の不正使用を確認したドライバーに交通反則切符（青切符）を交付するなどした。府警交通指導課は、「障害者の利便性のために交付されているので、適正な利用を促していきたい」としている。

#### **駐車禁止除外指定車標章**

歩行困難な身体障がい者等（以下「歩行困難者」といいます。）が現に使用中の車両については、公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車標章（以下「除外標章」といいます。）を掲出することにより、道路標識等により駐車を禁止した場所又は時間制限駐車区間（パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の設置場所）の駐車禁止規制の対象から除外されます。



#### ○ 除外標章を掲出していても駐車できない場所について

駐車禁止から除外されるのは、公安委員会が道路標識等により駐車を禁止した場所又は時間制限駐車区間（パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の設置場所）に限ります。ただし、時間制限駐車区間については、指定された駐車枠（白線）内に指定された方法により駐車する以外は、除外の対象とはなりません。

4月21日 産経ニュース